

(様式 2 - 2)

宮城県総合運動公園に係る指定管理者の指定について

1 施設概要

施設名 宮城県総合運動公園

所在地 宮城郡利府町菅谷字館 40 - 1

2 募集期間

令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 1 7 日まで

3 応募団体 (1 団体)

宮城県スポーツ協会・同和興業・セントラルスポーツグループ

4 審査日程

第一次審査 (書類審査) 令和 3 年 9 月 1 7 日から令和 3 年 1 0 月 1 3 日まで

第二次審査 (ヒアリング) 令和 3 年 1 0 月 2 6 日

5 審査方法

令和 3 年 1 0 月 2 6 日に宮城県総合運動場指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点		配点
1 県民の平等な利用が確保されること	設置目的の理解	① 基本方針は、施設の設置目的を正しく認識したもになっているか。	25 点
	平等利用の確保	② 基本方針は、利用者の平等な利用の確保に配慮しているか。 ③ 基本方針が事業計画に的確に反映されているか。	
2 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること	利用促進	④ 施設の利用促進に向けて、具体的かつ、有効な方策等を有しているか。	40 点
	サービス向上	⑤ 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ⑥ 開館時間、休業日の設定の考え方が適切で、利用拡大を図るものとなっているか。	
	施設管理	⑦ 適正かつ確実に維持管理を行うとともに、環境にも配慮したもとなっているか。	
	収支計画	⑧ 収入支出の積算がより経済的であり、管理運営計画との整合性が図られているか。 ⑨ 指定管理料が過年度実績額と比較し、低減が図られるものとなっているか。	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること	実施体制	⑩ 運営体制は、管理運営計画との整合性が図られ必要な資格職員が確保されているとともに、緊急事態への対応等危機管理できるものとなっているか。 ⑪ 充実したサービスが提供できる職員の構成及び配置となっているか。	20 点
	経営基盤	⑫ 申請者の経営基盤が安定しており、管理運営計画を安定して実践できる能力を有しているか。 ⑬ 類似のスポーツ施設における管理運営の実績があり、必要な経験及び知識を有していると認められるか。	

4 情報公開, 個人情報 の取扱いを適正に 行う体制が整備され ていること	情報管理	⑭ 情報公開に積極的で, また, 個人情報の保護 の取扱いが適切であり, 具体的な定めがあるか, 又は定めようとしているか	5 点
5 公の施設の設置目 的を達成するために 必要であるとして知 事等が別に定める基 準	その他	⑮ 事業計画全体を通して内容に独創性があり, 施設の効用を最大限引き出すとともに, 利用拡大 が図られるものとなっているか。 ⑯ 計画全体に具体性があり, 実現可能なものとな っているか。	10 点

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所 属 ・ 職
委員長	山内 直子	宮城県レクリエーション協会理事
委員	岡崎 勘造	東北学院大学教養学部人間科学科准教授
委員	坂口 大洋	独立行政法人国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校建築デザイン科教授
委員	狩野 恵	狩野恵税理士事務所税理士
委員	中山 秀一	仙台市文化観光局次長
委員	小野寺 邦貢	宮城県企画部デジタル政策推進監兼副部長

7 採点一覧表

団体名	審査 項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合計	摘 要
宮城県スポーツ 協会・同和興 業・セントラル スポーツグル ープ	1	20	19	15	17	20	23	114	指定管理者 候補者
	2	31	31	25	29	29	34	179	
	3	18	14	14	17	19	18	100	
	4	4	4	3	4	4	4	23	
	5	8	8	6	7	7	8	44	
	合計	81	76	63	74	79	87	460	

8 指定管理者候補者の提案価格 (収支計画)

収入総額 4,609,152千円 (うち県指定管理料 2,875,000千円)

支出総額 4,609,152千円

9 指定管理者候補者

団体名 宮城県スポーツ協会・同和興業・セントラルスポーツグループ

代表者 公益財団法人宮城県スポーツ協会 会長 鈴木省三

所在地 宮城郡利府町菅谷館40-1

10 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

11 選定理由

当該団体は, スポーツ振興の現状及び課題を的確に捉え, 当該施設の管理運営の実績に加え, 類似施設の管理運営の実績から, 必要な知識・経験を備えているものと認められるほか, 財務状況も健全であり, 事業計画を安定して実践できる能力を有するとともに, 利用者目線での充実したサービスの提供と, 施設の利用促進に向けた具体的かつ有効な方策等を有しているものと評価された。

以上のことから, 公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準に照らし, 施設の管理運営を安定的・効果的に実施し得る団体として選定された。

12 指定管理者候補者の指定の手續

宮城県総合運動場管理者選定委員会の審査結果を踏まえ, 上記9の指定管理者候補者は, 令和3年11月県議会の議決を経た上で, 令和3年12月17日に指定管理者に指定した。